

令和5年度矢巾町障がい者就労施設等からの優先調達方針

1 趣旨

本町では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）以下「法」という。」第9条第1項の規定に基づき、調達方針を定め、町による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進するものとする。

2 適用範囲

この方針は、町のすべての機関に適用する。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、法第2条第2項から第4項までに規定する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 就労移行支援事業所
- (2) 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (3) 生活介護事業所
- (4) 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- (5) 地域活動支援センター
- (6) 小規模作業所
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- (8) 重度障がい者多数雇用事業所（ア～ウの全てを満たすもの）
 - ア 障がい者の雇用者数が5人以上
 - イ 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ウ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (9) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達する物品等の種類

障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。

5 基本的な考え方

- (1) 障がい者就労施設等からの優先調達の推進については全庁的に取り組むものとする。
- (2) 予算の適正な執行に配慮しつつ、調達の推進に努めるものとする。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り町内または県内の障がい者就労施設等からの調達に努めるものとする。

- (4) 物品等の調達のほか、障がい者就労施設等の町役場庁舎内での物品の販売や町及び関係団体等が実施するイベント等での販売スペースの確保等、販売機会の確保及び町民等へのPR活動の推進にも努めるものとする。

6 調達目標

物品（食品類、花苗、その他） 650,000円

役務（印刷、クリーニング、その他） 800,000円

（令和4年度実績に基づき設定）

7 調達実績の公表

この調達推進方針に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達実績の概要については、翌年度の5月末までに取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

8 当該調達方針に基づく担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。